

10月からスタート 幼児教育・保育の無償化

10月から全国で幼児教育・保育の無償化が始まります。対象者は3歳から5歳までのすべての子どもたちと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちです（一部条件や上限額があります）。対象施設や利用料、サービス、制度の疑問点などを掲載します。



無償化になる施設

施設区分	施設名	内容
<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 認定こども園(1号認定)	幼稚園 新制度▶塩釜カトリック 幼稚園 未移行▶塩釜ひまわり、塩釜中央、塩釜第二中央、パドマ 認定こども園 新制度▶塩釜聖光	新制度に移行した幼稚園・認定こども園は全員無償 新制度に未移行の幼稚園は上限25,700円/月まで無償
<input type="checkbox"/> 認可保育所・保育園 <input type="checkbox"/> 認定こども園(2・3号認定) <input type="checkbox"/> 小規模保育園	保育所・保育園▶東部、藤倉、新浜町、香津町、清水沢、さかえ、北浜、玉川、あゆみ、塩釜ひまわり 認定こども園▶塩釜聖光 小規模保育園▶わだつみ、てでいべあ	3～5歳は全員無償 0～2歳は住民税非課税世帯のみ無償
<input type="checkbox"/> 認可外保育施設 ※県への届出施設など要件があります	▶ぴよちゃん託児所、赤石病院さくら保育園	3～5歳は上限37,000円/月まで無償 0～2歳は住民税非課税世帯のみ上限42,000円/月まで無償
<input type="checkbox"/> 企業主導型保育施設	▶キョクヨーハピネス保育園	3～5歳は全員無償 0～2歳は住民税非課税世帯のみ無償
<input type="checkbox"/> 障がい児通園施設	▶ひまわり園	3～5歳は全員無償 0～2歳は住民税非課税世帯のみ無償

そのほかの保育サービス

施設区分	施設名	内容
<input type="checkbox"/> 預かり保育 ※幼稚園、認定こども園(1号認定)が実施するもので在園児が利用	幼稚園▶塩釜カトリック、塩釜ひまわり、塩釜中央、塩釜第二中央、パドマ 認定こども園▶塩釜聖光	3～5歳は上限11,300円/月まで無償 満3歳は住民税非課税世帯のみ上限16,300円/月まで無償
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業 ※保育の必要性の認定など要件があります	保育所・保育園▶新浜町、あゆみ	3～5歳は上限37,000円/月まで無償 0～2歳は住民税非課税世帯のみ上限42,000円/月まで無償
<input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター事業 ※保育の必要性の認定など要件があります	事務局▶子育て支援センター「こころん」	3～5歳は上限37,000円/月まで無償 0～2歳は住民税非課税世帯のみ上限42,000円/月まで無償

Q & A

無償化の対象になるためには、
どのような手続きが必要ですか？

子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という)の幼稚園、認可保育所、認定こども園、小規模保育園を利用している場合は、新たな手続きは必要ありません。

新制度に移行していない幼稚園(以下「未移行幼稚園」という)を利用して
いる場合は手続きが必要です。幼稚園
を經由し「施設等利用給付認定・変更
申請書」を提出してください。

幼稚園・認定こども園(1号認定)で
実施する預かり保育を利用している場
合、市から「保育の必要性の認定」を受
けると、無償化の対象になります。幼
稚園・認定こども園を經由し「施設等
利用給付認定・変更申請書」と「保育を
必要とする事由の書類」(勤務証明書な
ど)を提出してください。未移行幼稚
園を利用し同申請書を提出している場
合、改めて提出する必要はありません。

保護者が園へ支払っている通園
送迎費、食材料費、行事費などは、
無償化の対象になりますか？

通園送迎費、食材料費、行事費など
は、無償化の対象にはなりません。
ただし、食材料費のうち、おかず・
おやつ代など(副食費)は、幼稚園、認
可保育所、認定こども園を利用する年
収360万円未満相当世帯の子どもは、
支払いが免除になります。

認可外保育施設、一時預かり保育
ファミリー・サポート・センターは、
誰でも無償で利用できますか？

保育所などの入所申請を行い、入所
できなかった場合に無償化の対象にな
ります。「施設等利用給付認定・変更
申請書」と「保育を必要とする事由の書
類」(勤務証明書など)を提出してくだ
さい。



保育所や幼稚園を利用しています
が、合わせてファミリー・サポート・
センターを利用した場合、どちら
の利用料も無償になりますか？

保育所や幼稚園を利用し、無償化の
対象になっている場合、ファミリー・
サポート・センターの利用は無償にな
りません。

就労のため保育を必要とするとき、
無償化の対象となる就労時間は何
時間ですか？

保育を必要とする事由が就労による
場合は、月6時間以上就労している必
要があります(週4日・4時間勤務相
当)。

月64時間未満で就労している場合は、
無償化の対象になりません。

認可外保育施設、一時預かり保育、
ファミリー・サポート・センターの
利用時に支払いがありますか？

一度、施設に保護者の方が利用料を
支払います。その後、市に「施設等利
用費請求書」と「領収書」を提出してく
ださい。市から保護者に、利用料を支
払います(償還払い)。



問 制度や幼稚園・保育所などについては

子育て支援課 ☎ 3553-7797

障がい児通園施設については

生活福祉課 ☎ 364-1131